

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名：農林水産省

1. ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか
 - ・農林水産統計調査については、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとしており、昨年 12 月の公共サービス改革基本方針において、平成 20 年度からの市場化テストの導入を検討することが明記されている。
 - ・このため、民間委託ガイドラインの改定作業に主体的に参画するとともに、農林水産統計の民間開放・市場化テストの取組に向けた基本的考え方や委託する業務の範囲、調査方法(郵送調査又は調査員調査)等について検討を進めた。
 - ・また、調査受託者の着実な確保を図る観点から、多くの民間調査会社や農林関係団体等も含めて説明会やヒアリングを開催し、実施に向けた課題等の把握に努めた。
2. 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由(対象とする調査がなかった場合、その理由をお書き下さい。)

(検討対象の統計調査)

- ・ 牛乳乳製品統計調査(指定統計)
- ・ 生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計)

(選定理由)

- ・民間委託ガイドラインに規定されているように、質の確保や民間事業者の創意工夫の確保など公共サービス改革法の主旨が活かされる実査を含む一体の統計調査業務であって、調査の内容や調査対象の協力度合い、調査手法、民間事業者の確保の可能性等を勘案して、平成 20 年度からの

導入が可能と見込まれる統計調査。

3．その他、今後の統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載して下さい。

- ・上記2本以外の統計調査についても、20年度から同法の対象とすることが可能かどうかについて、平成20年度概算要求までを一つの目途として、引き続き検討する予定。
- ・平成20年度からの市場化テストの円滑な導入に向けて、民間事業者への情報提供等について引き続き適時適切に取り組むこととする。
- ・市場化テスト等の手法を用いなくとも民間委託が可能な資材等の発送業務、調査結果のデータ入力業務、集計プログラム作成等の部分的な業務委託については、引き続き推進していく。

「公共サービス改革基本方針」改定（抜粋）
（平成18年12月22日閣議決定）

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) 統計調査の民間開放に向けた措置等	<p>統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。</p> <p>総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。</p> <p>総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査（仮称）について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。</p> <p>農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）、生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	総務省及び関係府省
(4) (独)統計センター	<p>(独)統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独)統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。</p> <p>これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</p>	総務省

市場化テスト導入（20年度）の対象候補となる統計調査の概要

調査名 内 容	牛乳乳製品統計調査 (指定統計)	生鮮食料品価格・販売 動向調査(承認統計)
調 査 事 項	生乳の処理量、牛乳 乳製品の生産量、在 庫量(月別調査) 工場数、従業者数、 生産能力(年間調査)	輸入品、国産野菜の月 別の品目別価格及び販 売数量
調 査 対 象	牛乳乳製品工場 ・年間調査：約750 ・毎月調査：約410	生鮮野菜小売店 130店舗
調 査 方 法	郵送調査が主体	郵送調査が主体
調 査 時 期	年間調査(12月末現在) 毎月調査(毎月末現在)	四半期
調査の実施経路	本省 ⇄ 地方農政局・ 農政事務所 ⇄ 統計情 報センター (*年間調査の一部で 統計調査員も活用)	本省 ⇄ 地方農政局・ 農政事務所 ⇄ 統計情 報センター (*調査票配布のみ 統計調査員)
予 算 額 (19年度)	16(百万円)	10(百万円)

農林水産統計調査の市場化テスト・民間開放に向けた 民間事業者の育成・確保の取組

1. 民間事業者向けの説明会の開催

実施時期 : 平成19年2月15日(木)

参加企業等 : 民間調査会社、農林業関係機関・団体等52社(約80名)

説明事項 : 農林水産統計の実務と予算、市場化テスト・民間開放の取組方向

主な質疑事項 : 調査対象者の関係機関への説明方法、市場化テストの業務範囲・
具体的な業務、予算規模、テスト導入の選定基準等

2. 民間調査会社からのヒアリング

実施時期 : 平成19年4月中旬

ヒアリング企業 : 統計調査の受託実績のある民間調査会社4社

ヒアリング事項 : 事業者概要、調査員の確保、実査等の実務、市場化テストへの
取組意向等

主な要望事項・課題

- ・ 質を確保するための入札方式(総合評価)
- ・ 調査実施のための詳細な仕様書の提示
- ・ 調査実施までの間の十分な準備期間の確保
- ・ 複数年契約の重要性
- ・ 受託者の企業形態・実務体系を考慮した業務の発注
(関連子会社や業務の一部外注)
- ・ 市場化テストに取り組む体制の整備
- ・ 業務の内容・規模と受託事業者の実施能力とのバランス
- ・ 地方の調査員の確保